

# 国会から見た経済協力・ODA(6)

## ～ ベトナム賠償協定を中心に(その3) ～

行政監視委員会調査室

たかつか としあき  
高塚 年明

1. はじめに
2. 激しさを増す東西冷戦
3. ベトナムとの賠償協定・借款協定
  - (1) 交渉の経過
  - (2) 賠償協定・借款協定の主たる内容
4. 賠償協定・借款協定の審議
  - (1) 衆参本会議における所信表明演説及び質疑・答弁
  - (2) 参議院本会議における趣旨説明及び質疑・答弁  
〈以上 272号〉
  - (3) 衆議院外務委員会における質疑・答弁  
〈以上 274号〉
  - (4) 参議院外務委員会における質疑・答弁
5. おわりに  
〈以上 本号〉

我が国の経済協力・政府開発援助（ODA）の歴史は、1955（昭和30）年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ（現ミャンマー）、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、韓国との請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、ODA大綱、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政府の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

6回目の今回は、前回のベトナム賠償協定（その2）（本誌第274号・2007年10月26日発行）に引き続き、ベトナム賠償について述べることとする。なお、ベトナム賠償に関す

る国会審議は、東西冷戦が激しさを増した時代におけるいわゆる分断国家という状況下での審議であり、これまでのビルマ、フィリピン、インドネシア賠償の審議と比較し、審議日数及び審議時間が2～3倍となっているため、「その1」、「その2」、「その3」の3回に分けて紹介することとしたい。今回の「その3」においては、「その1」の衆参両院本会議での質疑・答弁、そして「その2」の衆議院外務委員会での質疑・答弁に引き続き、ベトナム賠償協定及び借款協定について16回開会された参議院外務委員会での主たる質疑・答弁を紹介することとする。また、本稿を通じて「ベトナム」という表記を使うが、賠償協定及び借款協定の正式名称については、当時の正式表記である「ヴィエトナム」を使用することとする。

---

## 4 . 賠償協定・借款協定の審議

### (4) 参議院外務委員会における質疑・答弁

1959(昭和34)年11月27日、参議院外務委員会において、「日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件」及び「日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について承認を求めるの件」が議題とされ、質疑が開始された。なお、提案理由説明は本会議で聴取していることから省略された。12月22日、同委員会において、2件は討論の後、採決され、多数をもって承認すべきものと決定された。主たる質疑項目としては、賠償の意義と東南アジア諸国への経済協力、戦争損害算定方式と賠償方式、フランスとの戦争開始の期日、特別円の処理、日本工営の取締役社長である久保田豊参考人の意見陳述と質疑・答弁、「鶏三羽」問題、南ベトナムにおける米軍施設測量調査への日本電電公社の参加問題などが挙げられる。

### 賠償の意義と東南アジア諸国への経済協力について

(杉原荒太君)<sup>1</sup>

対日平和条約により、我が国は主権を回復した。独立完成の実をあげるためにも、賠償問題は速やかに解決を図るべきである。政府の見解を伺いたい。

(岸信介首相)

賠償問題を解決することは、単に法律的義務を果たすことにとどまらず、日本が独立国として、またアジアの一国として、東南アジア諸国との友好親善を深め、相互の平和と繁栄に資する、という見地から本協定を締結した次第である。

(杉原荒太君)

両協定により、ベトナム共和国(南ベトナム)の経済開発、民生安定に資することを配慮していることは理解できるが、軍需工場等、いやしくも軍事的色彩のあるものについてはチェックする方針であるのか、また、ジュネーブ(停戦)協定に対してはいかなる態度をとるのか。

(岸信介首相)

賠償の履行により、民生の安定向上、経済の発展、福祉の増進を図り、これらの国々との一切の悪い記憶を一掃し、友好親善の基礎を築きたい。ベトナムの産業の基盤ができることにより、国民全体の福祉の増進に役立つものとする。軍事施設、軍事工場の建設に賠償が充てられることのないよう十分留意してまいりたい。ジュネーブ協定については、統一に関する希望が表明されているが、実際問題として、統一がいつ実現するのか前途は測りしれないことは事実であると思う。

(杉原荒太君)

今後、東南アジア諸国に対する経済協力に必要な財政の裏付けについて、政府はいかなる態度をもって臨もうとしているのか。

(藤山愛一郎外相)

東南アジア諸国との経済協力を進めてまいることは当然であり、通常の場合は資金供給なり、技術の提携なりで行っていくべきであり、賠償を通じてこの経済協力の形を強く打ち出していけ得ると思う。

(岸信介首相)

少し包括的に財政的な裏付けをしておく必要がある。現に東南アジア開発基金が50億円作られているが、これは国際的な投資機関に対して投資することに限定されている。プロジェクトごとではなく、もう少し広い包括的なものを設けて経済開発を積極的に進めていく必要があると考える。財政上の措置については今後検討したい。

## 戦争損害算定方式と賠償方式について

(吉田法晴君)<sup>2</sup>

仏印平和進駐から終戦までのうち、最後の一年を戦争状態（1944（昭和19）年8月25日フランスとの戦争開始日とする）と認定し、その期間を戦争損害の対象とすることは理解できる。しかし、最後の一年のみの戦争損害から賠償額を決定するとすれば、それはダニム・ダムの経済協力の要求が来たからそのようにしたと見られるのではないか。戦争損害の算定に当たっては、戦争以前の仏印に対してどれだけの損害を与えたかも当然調査してから決定すべきではないか。

(伊関祐二郎アジア局長)

ベトナム側は1939（昭和14）年を基準として、日本軍の平和進駐の1940（昭和15）年からの数字をあげている。しかし、こちらとしては根拠のあるものについて損害額として支払う義務があると思う。

(吉田法晴君)

戦争による損害賠償の原則からして、役務賠償と原状回復が大原則ではないか。実態は別として、原則論としてどのように考えるか。

(高橋通敏条約局長)

鉄橋などの個々の損害を算定し、それを直接に役務により補修することではないと

思う。全体としての損害に対し、その回復のために必要とされることを補償すべきと考える。

(吉田法晴君)

役務賠償という原則から、金銭賠償に代わるような消費財にまで拡大していることは平和条約から逸脱しているのではないか。

(高橋通敏条約局長)

ビルマ賠償以来、労働のみならず労働の集積である完成した価値をも含む広義の解釈で行ってきた。生産財のみならず消費財についても相互の合意に基づき行われてきた。制限としては、生産物を製造する場合にも追加的に外貨を負担することのないようにすること、消費財の場合でも通常の貿易を阻害しないようにすることである。

### フランスとの戦争開始の期日について

(森元治郎君)<sup>3</sup>

フランスとの戦争開始の日をめぐっては4つの説があり、日本政府はドゴールがパリに入った1944（昭和19）年8月25日を採用しているが、そうした象徴的なことよりも客観的にフランス共和国臨時政府を米国、英国、ソ連が承認した日（1944（昭和19）年10月23日）の方が政府の立場としても適正ではないのか。

(高橋通敏条約局長)

この承認を受けるということは、その前の8月25日にパリを回復してそこで確立したからこそ、そのような手続きをとって10月23日に承認されたと考える。

(森元治郎君)

パリに入ってきた日がよいとするのは国際法上議論できるものではない。やはり、米国、英国、ソ連が承認した日であると思う。また実体的に戦争に入ったのは1945（昭和20）年3月9日、日本軍が仏印軍に最後通知を突きつけて攻撃を開始した日であることから、法律論は別にして、国民一般にはそう理解されているのではないか。

(高橋通敏条約局長)

確かに1945（昭和20）年3月9日に軍事行動に移っている。しかし、その前に戦争状態と我々が認定しなければならない関係があった。8月25日にフランス本国が戦争の意思を実効的に表明ならしめる地位にドゴールが立ったわけである。したがって、仏印に対する関係もそれ以降を戦争状態と見なければならない。戦争状態というのは、ご承知のように、いずれか一方が意思を表明すればそれによって発生する。

(木村禧八郎君)

賠償の精神は軍事行動によって与えられた具体的な物質的損害、精神的苦痛に対する補償ではないのか。平和進駐で撃ち合わなくても物資を動員したり、軍事動員したり、軍票を発行したりすることも軍事行動に入るのではないか。

(高橋通敏条約局長)

サンフランシスコ平和条約第14条は法律的な戦争状態、彼我の戦争状態が主眼であ

り、現実に軍事行動が行われていても、それが戦争という関係で行われたものか、そうでないのかということは区別されるべき問題である。

(木村禧八郎君)

仏印の場合、武装解除していたのであり、戦争状態ではないのか。

(林修三内閣法制局長官)

平和条約は戦争した国との条約であり、戦争していなかった国には適用されない。日本が戦争した国というのは日本が法律的に見て戦争状態にあった国ということになる。戦争行動があり、敵対行動があれば宣戦布告がなくても戦争状態にあったと言える場合は数多くある。しかし、日本とフランスの場合は、ビシー政府が健在であった時には、ビシー政府との間に戦争状態はなかった。

(木村禧八郎君)

政府は、いつごろ1944（昭和19）年8月25日と意見を統一したのか。

(高橋通敏条約局長)

フランスとの戦争開始の日については、特別円の問題、沈船引揚協定の問題、賠償の問題と関係してくるので、事務当局としては、当初から交渉の腹構えとして随時検討してきたのであり、1952（昭和27）年当たりから結論を出していた。

(森元治郎君)<sup>4</sup>

事実問題として、当時のドゴールは、パリに戻ってから仏印の総督ドクーと密かに連絡をとり、日本と武力抗争になればインドシナにおけるフランスの勢力が崩れてしまうことを恐れて態度を曖昧にしてきた。したがって、これはフランスが認めたようなものであるから、1945（昭和20）年3月9日ではないか。

(藤山愛一郎外相)

ドゴールは8月25日にパリに入り、正当な主権者となった形において始めて、それ以前の対日宣言などが確認されたのである。したがって、その日を以て戦争状態に入ったと見るべきである。その後、ドゴールが政策的に仏印の現地において宥和政策を採る、日本軍との接触を避けるというのは一つの政策であり、戦争宣言を否定しているものではない。

## 特別円の処理について

(辻政信君)<sup>5</sup>

フランスとの間に契約があった戦争中の費用を決済したが、平和進駐の1940（昭和15）年から終戦の1945（昭和20）年8月15日までのすべての軍費を含むのか。

(高橋通敏条約局長)

特別円（軍費としてフランス政府から提供を受けたピアストルの対価としての円）についてはフランスと協定を結び解決している。いろいろの内容を含むが、債権債務関係として解決している。終戦直後に13億円の勘定が出たわけであり、この債務を解決した。

(辻政信君)

フランスへ返す分は、理論的には、1944（昭和19）年8月25日までのものであって、その後は交戦して被害を与えた現地に賠償すべきではないのか。

(高橋通敏条約局長)

法律の見地から言えば、その当時の帳簿残高は約5億7,300万円であり、それを払えばよいわけである。しかし、フランスにはフランスの法律論があり、平行線となり解決がつかないので、実際の解決としてこの債権債務関係を解決した。

(辻政信君)

そうすると、フランスに押しまわられて13億円払った。13億円から6億円を引いた7億円は払わなくてもよかったものではないのか。

(高橋通敏条約局長)

協定には金約款などもあり、それらを考慮すると帳簿上の金額の数十倍の額を支払わなければならないと、法律論に深く立ち入ることを避け、できるだけ少額に見積もってこれを解決した次第である。

(辻政信君)

フランスのピアストルを使って現地で物資を買い、現地の労力を徴用したのだから、フランス本国に金塊33トン（134億円相当）を返し、その他特別円を処理し支払ったことは根本的な間違いではないのか。亡くなられた重光外相はこのように処理に反対されていた。これは岸外交の一大汚点である。また、終戦後の8月20日以降に、日本軍人及び軍属の約5万人が一人平均で2,000ピアストル、合計1億ピアストル、円換算で500億円をフランス軍によって没収されている。国が国民に払った俸給であり、この請求権を放棄するというならば、国は私有財産を没収されたものに対して補償すべきではないのか。

(藤山愛一郎外相)

これは今回の賠償とは別の問題と思う。にわかにならぬ返事いたしかねる。

(木村禧八郎君)<sup>6</sup>

日仏間の特別円決済は、1957（昭和32）年3月27日、フランスに対して円勘定で15億円、米ドル勘定で円換算にして1億7,267万円の合計16億7,267万円を支払っている。これについては愛知官房長官、林内閣法制局長官、一萬田蔵相、藤山外相などで大きな食い違いがある。1958（昭和33）年2月8日の衆議院予算委員会において、社会党の成田委員の質問に対し、愛知官房長官は政府統一見解として、「特別円という問題につきましては、戦時中当時の旧仏領インドシナを占領中の日本軍がその軍の軍費を調達するために、日仏政府間で協議をいたしました。また旧正金銀行とインドシナ銀行との間に、これに基づいて金融協定というものを締結いたしました。」「その結果、終戦当時に、わが方の債務として残りましたものは、米ドル勘定で47万9,651ドル19セント（1億7,267万円）でございます。また、特別円勘定として残りましたものが、13億1,527万5,818円3銭、かくのごとく相なっております。」「これらはいろいろ勘案いたしまして、あらためてフランス側との間の話し合いによりまして（昭和）32年

3月27日に円貨で15億円とドル貨48万ドルを持ってこれを決済をしたわけでございますから、戦時中、戦争以前からのいわゆる仏印の特別円問題というものは全部片がついた」(傍点筆者)、金33トンについては、「戦争前からの協定により、軍のピアストル貨の調達については、金で支払うという条項に基づきまして、1941(昭和16)年11月6日以来、」「約10年間にわたりまして、軍費の調達」「ゴムの輸入代金」「そのほかに、昭和17年末に、一般勘定と称しますものがございまして、その残高も金で決済しなければならなかったわけでありまして、これらを合計いたしますと、」「33トンに相なるわけでございます。これは日仏特別円決済に関する政府のわざわざの閣議を開いて統一した見解であります。」と答弁している。それでは、終戦当時とはいつを指すのか。

(西原直廉理財局長)

昭和20年8月15日の特別円勘定の帳簿残高は、10億9,664万1,786円である。その後、勘定を整理するには時間がかかり、昭和21年11月19日となったが、最終的な残高として13億1,527万5,818円である。

(木村禧八郎君)

それでは終戦当時ではない。昭和21年11月19日においてどうしてこういう移動が生じたのか。これは、インドシナ銀行と正金銀行との間の預け合い勘定であるから、終戦当時は10億幾らであり、それを終わったわけである。移動がどうして生ずるのか。戦争が終わってから軍備調達のための預け合い勘定として3億幾らが増えるのか。また、8月15日現在で一般勘定に200万円の残高があったはずであるが、それが昭和20年9月17日に引き出されゼロになっている。戦争が終わってから引き出されるとはどのようなことか。

(西原直廉理財局長)

記帳の整理の関係である。昭和20年9月26日までは為替取引の禁止がなかった。その間に為替のいろいろな取引、動きがあった。

(半田剛理財局外債課長)

愛知官房長官が終戦当時と言われたのは、翌21年のこの最終残高を指すと思う。8月15日に終戦の詔勅がでたが、現地での勘定の調整、記帳、取消し等が行われた。勘定にはフローティングという浮動があり、その後の経過勘定を締め切ると最終残高となる。

(木村禧八郎君)

なぜ終戦後にこんなに勘定が動いたのか。これは15億円という数字と関係する。15億円につじつまを合わせるためのごまかしがあると思われる。特別円決済がつかない前にそんなに多額のフローティングしていいのか。戦争以前からの特別円の決済は、愛知官房長官の答弁のとおり、戦時中も含めて全部片付いたか。

(藤山愛一郎外相)

全部片付いている。昭和16年に取り決められた日仏協定による関係の特別円の問題は解決している。

(木村禮八郎君)

特別円の勘定は、昭和16年の日仏協定から出ているのではない。昭和19年4月から出ている。日仏間の決済の問題は、昭和16年7月6日から実施された「日本国印度支那間関税制度、貿易及其ノ決済ノ様式ニ関スル日仏協定」から生じている。その後、昭和18年1月18日の三谷・ラバウル交換公文があり、これによって初めて、日本の軍費、日本軍の駐屯費その他一切の貿易に支払も、特別円で行うことを決めた。その後の昭和19年4月から正金銀行とインドシナ銀行との間の預け合い勘定が起こってきたのではないのか。

(高橋通敏条約局長)

ご指摘のとおりであるが、三谷・ラバウル交換公文の基本は、やはり昭和16年5月6日の規定である。同交換公文で変更になった。変更しない限りにおいては5月6日の協定が生きている。

(木村禮八郎君)

特別円の部分は変更になっている。愛知官房長官の答弁は、戦時中、戦争以前からの債務を決済したということである。ということは、戦争開始の日、1944（昭和19）年8月25日以後の取引による債務も含んでいることになる。

(藤山愛一郎外相)

日本側は昭和19年8月25日の時限を採りこの問題を解決した。フランス側は別の時限を主張していたが、その解決を総括的にしたものと了承している。

(木村禮八郎君)

時限が違うのにどうして意見の一致と見たのか。藤山外相は、先月5日の衆議院外務委員会での床次委員の質問に対し、8月25日の残高が5億7,300万円あり、当時の金約款からして10.03倍の57億円という巨額になるので、交渉して15億円に負けてもらい、それからドルで払わなければならないものが47万9,651ドル（1億7,267万円）になるので、合計16億7,267万円支払ったと答弁している。ところが、10.03倍を掛けるなどと面倒な算術をしなくても、計算してみれば分かるが、終戦時までの正金銀行の残高がぴったり15億円に合っている。一步譲って昭和21年11月19日の13億1,527万5,818円3銭を基礎にしてもよいが、愛知官房長官は戦前及び戦時中の残高を払ったと答弁している。藤山外相とは食い違うのではないか。

昭和33年2月28日の衆議院予算委員会において、正示政府委員は、「支払いましたものは、あくまでも昭和19年8月25日以前の、すなわち平和条約18条に定める戦前債務についてのみであります」と答弁している。ということは、最初は愛知答弁で戦前及び戦争中の債務全部を支払ったと言いながら、その後8月25日以前の債務の支払いであるという説明に変わってきたことになるのではないか。

(高橋通敏条約局長)

両方とも正しいと確信している。我々の立場として、法律的には1944年8月25日を開戦日として戦前の債務を支払った。フランスとの交渉において、この立場が通じるといってそうではなく、実際の交渉の見地に立ってこのような解決となった。法律



的立場と実際の交渉における立場の二つを考えなければならない。

(木村禮八郎君)

これは預け合い勘定である。正金銀行は政府に対し貸し上げており、政府間債務である。いずれを採るかによって、フランスに不当に支払うか、国内の銀行に不当に支払うかという問題が出てくる。法律的には8月25日までだが実際には終戦時まで含むなどという答弁では済まされない。解釈いかんによっては重大な財政問題となる。

藤山外相は金約款に基づき10.03倍という指数を示し57億円になってしまうのでフランスと交渉して15億円に負けてもらったと答弁したが、愛知官房長官の答弁では金約款は一つも出てこない。日本政府は金約款を否定したのではないか。金約款を否定していれば5億7,300万円でよいわけである。

政府はあくまで平和条約第18条で処理したと言う。それは戦前債務である。第14条B項によれば、戦争中の債権債務は連合国においては債権を放棄することになっている。愛知答弁によれば連合国が放棄する部分まで払う。藤山答弁によれば金約款を否定しているにもかかわらず金約款を織り込んで15億円に増やしている。こんな不利な外交はないだろう。

(西原直廉理財局長)

フランス側は、昭和18年の協定は旧制度を根本的に変更するものではなく、勘定の方式を簡易化し、柔軟化することを目的としてのみ前者が変更されたとの立場から、金約款は18年以降も有効であると主張してきた。その後、自らの利益を考慮してか、交渉促進のために必ずしも金約款の主張はせず、換算率保証によるいわゆる最終残高の10倍ぐらいである130億円を払って欲しいと主張してきた。昭和16年の協定と18年の交換公文との関係については議論のあるところであるが、当方としては債務支払いをなるべく少なくしたいとの観点から、最適と思われるところでけりを付けた(傍点筆者)。

## 久保田豊参考人の意見陳述、質疑・答弁

(久保田豊参考人：日本工営株式会社取締役社長)<sup>7</sup>

ダニム・ダムその他について今日までの経過を説明したい。昭和30年2月、当時の公共事業大臣チャン・バン・メオ氏と会い、フランスの経済協力で調査が進んでいるダニム・ダムなどの建設も適当である旨を伝えた。その後、フランスの設計が遅れていることから、ベトナム国の予算と日本の技術で行えば、より短い期間で完了するだろうというレポートを提出した。同大臣の計らいで、日本大使の立ち会いの下、ゴ・ジン・ジェム大統領にお目にかかり説明したところ、大変関心を持たれた。帰国後、外務省から、ベトナム国として予算措置をとったので契約して仕事を進めてもらいたい旨の連絡を受けた。設計費は32万ドルと420万ピアストルである。内訳はドル換算で44万5,000ドル、設計期間は約8か月だったと思う。直ちに契約に調印し、調査を行い、翌31年9月ごろ計画案を提示した。フランスも1か月遅れで計画案を提出した。

ベトナム側は自分の国では判定が困難であるのでこれを国連の技術委員会に依頼した。計画の正確性、費用の安さなどの点で日本案が採用されることとなった。日本側も世界銀行並みの低い金利での資金貸し付けが可能との見込みもあり、その方向で期待していたところ、先方の要求だと思うが、これが賠償に移っていった。なぜ賠償になったかについては私は存じあげない。

(小林孝平君)

久保田さんの総工事費、また、フランス側の設計費及び総工事費はいくらか。

(久保田豊参考人)

フランス側は6,000万ドル、私どもは4,900万ドルである。その内訳は3,700万ドルが外貨、1,200万ドルがベトナム通貨である。

(小林孝平君)

設計書をベトナム側に提出したのが昭和31年9月ごろ、採用が決定されたのが昭和32年の暮れ、11月27日だと思うが、いかがか。

(久保田豊参考人)

今でも決定していないと思う。日本側から勧告があったので、これでよかろうと思っただけで、予算措置等について決定していないと思う。

(小林孝平君)

久保田さんへの設計料の支払いはいつか。契約が締結されたのは昭和32年11月ごろか。

(久保田豊参考人)

設計料は契約により支払ってもらっている。11月ごろである。12月ごろ大蔵省の許可を得て日本政府の承認を得ている。だから12月が出発点である。

(小林孝平君)

昭和29年9月に前ベトナム企画庁長官トラン・バン・チェット氏、当時は顧問であったが、同氏と会っているか。

(久保田豊参考人)

9月2日というのは存じないが、おそらくそうであろう。日本は貧乏だから技術協力ならできるとい話をした。また、昭和30年2月にベトナムに参りましたときに面会している。

(小林孝平君)

久保田さんは昭和29年12月ごろ外務省の調査員の辞令を発令されており、公用旅券の資格で18回発行されている。今でも調査員か。

(久保田豊参考人)

回数については存じないが、今でも調査員である。

(小林孝平君)

昭和30年3月、ベトナムから帰国されて、日本政府あるいは実業界のどのような方にベトナムの話をされたか。

(久保田豊参考人)

口頭であったと思うが、外務省には逐一報告している。しかし、業界の人には話していない。コンサルタントというのは、いかなるメーカー、業者、商社と連携を持って紐がついてはいけない、依頼人の利益を図ることが基本である。

(小林孝平君)

外務省の調査員であっても、発令の目的は、我が国と東南アジア各国との経済協力に関する諸問題について、当該国の官民有力者との意見交換のため、という非常に重要な任務が与えられている。しかるに、外務省当局は久保田さんとの関係はないと述べており、この点が解せない。

本年3月、衆議院外務委員会において久保田さんは、この仕事がいつ賠償に繰り入れられるようになったか分からないと発言されている。今でもそう考えるか。

(久保田豊参考人)

今でもそう思う。私は経済協力の線を持っていただけのことでとあり、いつ、それが政府のいかなる都合であったか存じない。

(小林孝平君)

実業界としては絶えずこの賠償には関心を持っていたと思う。経団連副会長の植村甲午郎氏が2度にわたりベトナムを訪問しており、特に2回目の昭和30年の秋に植村さんが外務大臣特使としてベトナムを訪問している。ダニム・ダム開発に関係のある久保田さんが、賠償でやるのか、輸出入銀行あるいは世界銀行の融資でやるのか、常識的に見て全然知らなかったというのはおかしいのではないか。

(久保田豊参考人)

今言われた程度のことは知っているし、これが賠償に移るかどうかについては関心を持っている。しかし、私が賠償に公的に関係しているものは一つもない。私はベトナム側には賠償は面倒であり時間がかかると意見を述べている。米国側にも接触したが、米国は農業開発と避難民の処置を先にやるべきだとの考えであり、世界銀行も確実な担保、確実な支払い条件がないと困難であるから世界銀行にコンタクトをとることは勧めなかった。

(佐多忠隆君)

ベトナム側はコマーシャル・ベースでやる意向を持っていたのか。あなたがお勧めになったとおりにいったとすれば、すでに今頃は工事が完了していたのではないか。

(久保田豊参考人)

フランスは広範囲の資金援助を持っており、フランスに頼めば容易にできたであろう。しかし、ベトナムはフランスに対して良い感じを持っていないので、できれば他のルートでという空気があった。国連も世界銀行を勧めていたが、話が成立しなかった。日本からの借りにしても、金利が高いことで有名であり、向こう側が関心を持つであろうと思う金利も示し、そうしたことも考えられると付け加えたが、「研究する」と言うだけで、なんら回答はなかった。その頃から、ベトナム側には賠償の考えがあったのではないかと想像できる。おそらく、経済協力でやっていたらそろそろできあがることだと思う。私としては、フィリピン賠償にしても、インドネシア賠償

にしても、実際の手続きがずいぶん面倒であり、お互いの決定が遅れることから、この事業としては金利を負担できるから経済協力の方がよいとの意見を持っていた。

(小林孝平君)

フランスより安くという条件の他に、これが最大の条件と考えられるが、この問題を賠償額に組み込むようなことができれば、確実に日本工営に設計をさせるようになるだろう、というベトナム側からの連絡があり、それをあなたに伝えて欲しい、という内容の手紙が来ているが、それをご存じか。

(久保田豊参考人)

存じない。私が設計すれば若干の費用（仕事）の分配があろうと考えている方もおられ、そうした話をしていると思うが、手紙については記憶がない。私はそのような方には失礼な邪推であると申し上げている。

(小林孝平君)

あなたは昭和28年12月に外務大臣から外務省調査員として発令され、非常に重要な任務を負い、18回公用旅券を発行され、特権的待遇を与えられている。久保田さんの技術者としての実力は何人にも劣らず敬意を表するが、政府の力ではなく自分の力だけでやっているのだというのは少し言い過ぎではないか。外務省もあなたに重要な任務を与えてご活躍を願ったにもかかわらず、久保田さんとは全然関係がないのだと言う。この点はいかがか。

(久保田豊参考人)

政府から金をもらったり、政党に関係があるのではないかとの質問を受けることがあるが、そのような関係はない。メコン川の調査のために政府から派遣されたときも、旅費をもらってはいるがそれ以外はないし、もらおうとも思わない。

(佐多忠隆君)

最終的に総出力は16万キロか。期間としては第一期、第二期あるいは第三期までかかるのか。

(久保田豊参考人)

16万キロである。期間としては、3年弱で第一期工事、貯水池が一部完成し8万キロを発電する。残りの8万キロを2年強の第二期工事、計5年で完成させるとベトナム政府に連絡した。

(吉田法晴君)

岸首相とは、満州時代の水豊ダム建設の頃からの知り合いと聞いているが、今回のベトナムの件では会っているか。

(久保田豊参考人)

満州時代、私が鴨緑江水電の仕事をしたときに、岸さんは担当の次長であった。現在はトップ・レベルの方であるのでお目にかかる機会はないし、ご遠慮申し上げている。パーティー等でお目にかかる機会があったが、特にベトナムの話をした覚えはない。

(吉田法晴君)

ダニム・ダムについては、私は賠償で行われると了解しているが、政府は、まだ決まっていない、誰がやるかも決まっていないと答弁している。しかし、現地ではすでに基礎工事が始まっていると聞いている。それは事実か。

(久保田豊参考人)

賠償で行うのか、決定的なものについては存じない。そうだろうと想像するだけである。基礎工事をするにはあり得ない。私はベトナム政府から信頼を得て、国連の調査を手伝ったり、残務的なことをすることもある。また、フランスが作った発電所が壊れたので、その修理、据え付けを頼まれたり、灌漑排水工事の設計を頼まれたりしており、その後若干の仕事がある。

### 「鶏三羽」問題について

(吉田法晴君)<sup>8</sup>

我が国としては、南北ベトナムの統一、そして統一されたベトナムの国連加盟を支持している。ベトナム人民の大部分が支持しているベトナム民主共和国（北ベトナム）を無視して、権限のない代表が調印したサンフランシスコ平和条約に基づいて一方的に南に賠償をすることは、日本及びベトナム人民双方の利益を害し、両国人民の心からなる友情を傷つけるものである。巷では、損害が軽微である南に対して200億円も支払うことを「鶏三羽に200億」と言われている。これは社会党が作ったスローガンではなく、「鶏三羽」という表現は実は外務省から出ている。ビルマ等も再検討を要求しているようだが、これでは他の国も承知しまい。税金を負担する国民も黙っておれないのではないか。藤山外相は、依然としてこの賠償は妥当であると考えているのか。

(藤山愛一郎外相)

「鶏三羽」というセンセーショナルな言葉が使われているが、今回の大戦で与えた損害と苦痛をそのようには考えてはいない。ベトナムに与えた損害と苦痛も相当なものであると認めざるを得ない。南北共に人的損害は多かったようであり、経済的な意味における損害と苦痛は南においても相当多かったと思うのであり、非常に多い金額であるとは考えていない。

(吉田法晴君)

「鶏三羽」という認識が外務省にあった、南の損害が軽微であるとの認識があった。また、当時向こうにいた人たちだけでなく、国民全体もこの認識であると思う。これを数の暴力で解消するわけにはいかないと思う。

(藤山愛一郎外相)

人的被害については、向こうが言うには200万人であるが、その数字は到底信頼されない。その数値についてはいろいろな人に会って話を聞いて推定するよりほかはない。我々は大局に立って問題の処理に当たってきている。

## 南ベトナムにおける米軍施設測量調査への日本電電公社の参加問題について

(鈴木強君)<sup>9</sup>

昭和32年5月28日に在日米軍調達本部（JPA）より政府機関の一部である日本電電公社に対して、極超短波による無線通信施設設置のための測量調査への参加の招聘があり、6月7日にそのための説明会があったと聞く。私の理解では、南ベトナムの米軍事顧問団（MAAG）が指導権を握っていると聞く。事実関係を伺いたい。

(大橋八郎日本電電公社総裁)

6月7日に当公社外10社ほどの商社、メーカーが横浜の調達本部に参り、超短波の施設の調査、設計をして報告するという役務の入札をしてもらいたいとの説明を受けた。内容は、おおむねサイゴンからクワントリーの間の950キロの区間に48回線の設置するということであった。

(鈴木強君)

公社がこの入札に応ずるのはいかなる根拠に基づくのか。

(大橋八郎日本電電公社総裁)

公社法第3条第2項の規定による。

(鈴木強君)

同規定の精神は、公社の責務として日本国内における電信電話の円滑な運営に当たることではないか。第2項に郵政大臣の委託によってという文言もあるが、これとて国内的なものであって、海外に出て行くというのは疑義がある。

(大橋八郎日本電電公社総裁)

第3条第2項により、本来の業務に支障のない限りにおいて、そこに列挙する項目について行為をなすことができる。

(鈴木強君)

今日、70万件の電話の積滞がある。新たに40万件の需要もあり、国民の間には5～6年経っても電話が引けないという不満がある。したがって、業務の円滑な遂行には非常に問題があるのではないか。南ベトナムの軍事通信施設を測量・設計する余裕はないのではないか。

(大橋八郎日本電電公社総裁)

電信電話施設の拡張が楽に行われているとは言えないが、この程度の工事の設計・調査の余力はある。また、公社の円滑な業務の遂行には支障はない。

(植竹春彦郵政大臣)

監督の任務を持つ立場から申し上げれば、日々発達進歩する電気通信技術に追いつくためには、むしろ17人の技術者を派遣できるぐらいのゆとりが必要であり、この程度の調査の任に当たることは主たる任務の障害にはならないと考える。

(鈴木強君)

田中角栄氏が郵政大臣であったとき、公社が外国に出ることについては相当慎重に考えなければならないとの答弁がある。平和産業、文化国家、平和国家として各国に

協力するのは大いに賛成だが、軍事施設の場合は問題ではないか。

(植竹春彦郵政大臣)

日々進歩する電信技術を獲得するためには、調査機関を持つておくべきと考える。したがって、公社法の精神に反しているとは考えない。

(鈴木強君)

公社法第3条第2項には「通信大臣から委託された業務及び委託による」と規定されている。南ベトナムにあるMAAGがJPAを通じて日本電電公社と契約を結んだのであり、これは非常に問題である。外交ルートを通じて来るべきであり、閣議を経て電電公社なり他の民間企業に打診するというのが筋ではないか。

(藤山愛一郎外相)

現地の話がJPAを通じて電電公社に伝わったのであり、MAAGが直接接触したのではないか。

(鈴木強君)

JPAと電電公社との間であれば、行政協定なりサービス契約に基づいて行われるはずである。行政協定にはその範囲として「日本国内及びその附近」と規定されている。駐留米軍に対して日本国政府が通信施設を提供する義務があるが、ベトナムの北緯17度線から南のサイゴンまでの900数十キロの間に敷設しようとするものである。行政協定の中でJPAが行い得るものだろうか。独立国であるベトナムが自ら日本に協力を求めたのであれば当然外交ルートを通じて来るだろう。実態はMAAGの意向を受けて在日米軍が行うのであり、行政協定から見てもおかしいのではないか。

(藤山愛一郎外相)

行政協定により国内の調達であれば、JPAを通じて防衛庁に降りてくる話ではないか。外国における場合をJPAが代行した形において、民間的な協定の取り決めを行ったのではないかと思う。

(植竹春彦郵政大臣)

外務省に連絡がなかったのは、コマーシャル・ベースによる契約であり、行政協定のサービス契約ではないので郵政省だけで承認を求めてきたと考える。

(鈴木強君)

普通の場合の常時慣行的に行われるものはサービス契約に委ねられている。サービス契約によらずしていろいろなものが欲しいという場合には、当然JPAを通じて話があるはずである。そのような建前になっているのではないのか。

(植竹春彦郵政大臣)

外国へ行って調査をしてくれという契約であるから、JPAを通す必要はないと考える。委託契約である。

(藤山愛一郎外相)

在日米軍のために使用するものを調達する場合は、JPAを通じて行われる。この場合はMAAGからの委託でこういうものを民間ベースで探して欲しい、入札の手続きをとってもらいたいということだから、直接行われたと考える。

(大橋八郎日本電電公社総裁)

一般商社が契約するのと同じ立場（コマーシャル・ベース）で契約したのであり、政府間関係というものは全くない。

(高橋通敏条約局長)

行政協定の問題ではないと考える。コマーシャル・ベースによる契約であり、私的契約が日本で行われたと考える。

(佐多忠隆君)

J P Aがいわゆる商行為を自由にできるという建前になっているのかどうか問題である。

(高橋通敏条約局長)

J P Aは原則として日本における米軍のため、あるいは行政協定の目的のための調達を行う。しかし、J P Aがその他の面でそのような行動をとることを禁止しているわけではない。

## 5 . おわりに

ベトナムに対する賠償に関しては、衆参両院本会議で審議され、また、衆議院外務委員会において15回、参議院外務委員会において16回審議された。賠償額等ではビルマ、フィリピン、インドネシアと比較すれば10分の1程度であるにもかかわらず、これほどの時間をかけて審議された背景には、一言で言えば、冷戦構造の軋轢が日本国内にも波及したことにあると言えよう。西側がベトナム共和国（南ベトナム）を支援し、東側がベトナム民主共和国（北ベトナム）を支援するという状況下で、同様の構図が国会の場で現出したと見てよいであろう。審議の主たる項目は、衆参本会議においては、フランスへの金塊33トン返却と16億7,267万円支払いの問題、フランスとの戦争開始の期日をめぐり問題などであった。衆議院外務委員会においては、南ベトナム政府の正当性、トラン・バン・フー首相の国籍問題、北ベトナムへの賠償の二重支払いの危険性、南ベトナムに支払うことの正当性、北ベトナムを交戦団体とする根拠、沈船引揚協定に関する問題、北ベトナム側の主張を記載した要望書の受領問題、東洋精機による銃弾製造設備の輸出問題などであった。また、参議院外務委員会においては、賠償の意義と東南アジア諸国への経済協力、戦争損害算定方式と賠償方式、フランスとの戦争開始の期日、特別円の処理、日本工営の取締役社長である久保田豊参考人の意見陳述と質疑・答弁、「鶏三羽」問題、南ベトナムにおける米軍施設測量調査への日本電電公社の参加問題などであった。

その後の我が国とベトナムとの関係は依然として東西冷戦、特に米中冷戦の高揚と終結の波に翻弄された。ベトナムを米中冷戦の戦略拠点と考えていた米国は、南ベトナムのゴ・ジン・ジェム政権を支援したが、同政権の独裁政治や反農民的土地政策などとあいまって人民の反感を買い、民族の独立・統一を目指す反政府運動が激化した。反政府勢力はベトナム労働党の指導下で1960（昭和35）年12月、南ベトナム解放民族戦線を、その翌年2月にその武装勢力としての人民解放軍を創設した。これに対し、米ケネディ政権そして



同政権を継いだジョンソン政権も反乱鎮圧戦略を展開した。1965（昭和40）年2月には北ベトナム爆撃（北爆）を開始し、1967（昭和42）年末には50万人以上の兵力を擁し、北への攻撃を本格化した。しかし、1968（昭和43）年1月末の解放勢力（北ベトナム軍、人民解放軍）によるテト（ベトナムの旧正月）攻勢によって米国は戦略的敗北を喫した。1969（昭和44）年1月に大統領に就任したニクソンは、漸次撤兵と南ベトナム軍増強政策を採り、戦火はラオス、カンボジアへと拡大した。しかし、それでも戦況は好転しなかった。1972（昭和47）年2月、ニクソン大統領は訪中し、米中冷戦を終結して米中和解の糸口を付ける一方、1973（昭和48）年1月ベトナム解放勢力との間でパリ和平協定に調印した。同年9月、日本政府は北ベトナム政府との間に国交を樹立した。その後も各地で戦闘が続いたが、1975（昭和50）年4月30日、解放勢力のホー・チ・ミン作戦によって南ベトナムの首都サイゴンが陥落し、戦争はインドシナ全域で終わった。そして、1976（昭和51）年7月6日、新生ベトナムはベトナム社会主義共和国として誕生した。

我が国は北ベトナムと国交関係を維持していたものの、戦争賠償問題が再浮上したため、両国関係は進展しなかった。1975（昭和50）年10月、ようやくハノイ政府と経済援助協定を結ぶことで、とりあえず決着した。公式には賠償ではないが、1975（昭和50）年10月11日「経済の復興と発展のためのブルドーザー運搬用トラック、掘削機の供与（85億円）」、1976（昭和51）年9月14日「経済の復興と発展のためのセメントプラント用設備等の供与（50億円）」の取決に署名（即日発効）し、南ベトナムへの賠償額に見合う合計135億円の無償経済援助を事実上の賠償とした。

その後の我が国の統一ベトナムへの経済援助は、旧南ベトナム政権の債務問題により暗礁に乗り上げた。旧政権債務問題とは、ベトナム戦争中にサイゴン政府に対して行った政府借款であり、サイゴン政権崩壊の時点まで大部分が未返済（1977（昭和52）年時点で約170億円）となっていた。1978（昭和53）年4月、ベトナム政府が旧政権の債務を承継することを条件とし、旧政権の債務額にほぼ匹敵する160億円を4年間に贈与し、さらに2年間で200億円の借款を供与することで決着をみた。ところが、1979（昭和54）年1月にベトナム軍がカンボジアに侵攻したことから、関係が急速に悪化し、我が国は1978（昭和53）年に約束していた経済援助を凍結した。1982（昭和57）年以降は、人道援助に限定し小規模の援助を行ったが、本格的な援助の再開は、ドイモイ（刷新）が1986（昭和61年）12月の第6回の党大会以降実際に動き出したこと、1989（平成元）年のカンボジア駐留ベトナム軍の全面撤退、1991（平成3）年のカンボジア和平などを待たなければならなかった。実に14年ぶりに1992（平成4）年に本格的な援助が開始され、455億円の円借款が、そして1993（平成5）年に523億円の円借款が供与された。1995（平成7）年にも650億円もの経済援助を約束し、我が国は世界最大の援助供与国となった。

ビルマ、フィリピン、インドネシアそしてベトナム賠償を通して言えることは、これらが我が国の経済協力・ODAの原点であったことは事実であるが、東西冷戦のうねりの中で、良きにつけ悪しきにつけ、大きくその影響を受けたことである。そこから得られる教訓は、援助というものは国際政治の営みである、という点である。4つの賠償交渉には、いくつか疑問も残るが、我が国の経済発展の礎を築いたという点で高く評価できよう。

## 【参考文献】

賠償問題研究会編『日本の賠償—その現状と問題点—』外交時報社、1959（昭和34）年11月25日

日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957（昭和32）年4月10日

永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999（平成11）年11月15日

大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第1巻』東洋経済新報社、1984（昭和59）年3月29日

川田侃・大畑英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、2003（平成15）年5月30日

---

1 第33回国会参議院外務委員会会議録第9号10～13頁（昭34.12.1）

2 第33回国会参議院外務委員会会議録第11号2～5頁（昭34.12.4）

3 第33回国会参議院外務委員会会議録第11号13～16、20頁（昭34.12.4）

フランスとの戦争開始の期日をめぐっては、4つの説がある。第一は、太平洋戦争開始日である1941（昭和16）年12月8日、ロンドンに亡命していたドゴールが自由フランス委員会の名において対日宣戦布告した日である。第二は、1944（昭和19）年8月25日、ドゴールが連合軍と共にフランスの首都パリを奪還した日である。第三は、ドゴールが組織した政府が連合国から承認された1944（昭和19）年10月23日である。そして第四は、我が国がフランスに対して戦時国際法を適用してフランス人を敵国人として取り扱いを開始した1945（昭和20）年3月9日である。我が国は、第二の説を採る。

4 第33回国会参議院外務委員会会議録第13号4頁（昭34.12.8）

5 第33回国会参議院外務委員会会議録第14号17～20頁（昭34.12.9）

6 第33回国会参議院外務委員会会議録第20号1～9頁（昭34.12.17）

7 第33回国会参議院外務委員会会議録第16号1～13頁（昭34.12.11）

8 第33回国会参議院外務委員会会議録第18号4、5頁（昭34.12.15）

9 第33回国会参議院外務委員会会議録第18号15～21頁（昭34.12.15）